

## 経常事業評価の方針

### I 評価の目的

厳しい財政状況が見込まれる中、経常事業についても現状分析等に基づき事業の課題を洗い出し、改革改善を図るために評価を行い事業のあり方や必要性を抜本的に見直す。

#### 1 目的

##### (1) 施策の実現に向けた行政資源の有効活用

新宿区総合計画（平成 20 年度～平成 29 年度）において体系化された経常事業について、現状分析等に基づき事業を検証し改善することにより事業経費を精査し、施策の実現に向けた行政資源の有効活用を図る。

##### (2) 公共サービスのあり方の見直し・区政運営の効率化

行政としての関与の妥当性を検証するとともに、成果に対する評価を通じて、これからの公共サービスのあり方を見直し、区政運営の効率化を図る。

##### (3) 説明責任の確保・透明性の向上

事業がその目的に則して、効果的・効率的に展開され、実施されているか否かを客観的に点検評価し、その結果を公表することにより、行政としての説明責任を果たし、区政の透明性を向上させる。

##### (4) 職員の意識改善

評価の過程を通じて職員の意識改革を図る。

### II 基本的な考え方

第二次実行計画期間（24 年度～27 年度）の 4 年間に 485 事業（平成 24 年 4 月 1 日現在）の経常事業を対象に評価を実施する。

経常事業評価は、事業が現在の社会情勢に合っているか、より一層、効果的・効率的かつ柔軟な事業運営が可能かなど、見直しの視点から評価する。

#### 1 経常事業評価の内容

##### (1) 経常事業評価の進め方

経常事業を構成する予算事業の分析を行い、経常事業単位で評価する。

評価は計画事業評価と同様に内部評価、外部評価を実施し、内部・外部の評価結果を踏まえ総合判断を行う。

ただし、経常事業評価は第二次実行計画期間内に対象事業を一通り評価する。

##### (2) 公表

経常事業の内部・外部評価結果及び総合判断は計画事業評価と同様に公表する。

##### (3) 評価結果の活用

限られた行政資源をより有効かつ効率的に活用し、施策の実現を図るため、評価結果を踏まえて、事業の改善、見直し等について検討を行い、予算へ反映する。

## 2 経常事業の分類

経常事業には様々な種類、特性があるため、評価に当たっては以下のとおり事業の根拠となる法規により分類する（法定分類）。

法定分類	説明	
法定受託事務	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項の規定により、特別区が処理することとされる事務のうち、①国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法令に特に定めるもの（第一号法定受託事務）及び②都道府県が本来果たすべき役割に係るものであって、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法令に特に定めるもの（第二号法定受託事務）。	
都委任事務	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 106 号）第 2 条の規定により、知事の権限に属する事務の一部で特別区が処理することとされている事務。	
自治事務	法定受託事務及び都委任事務以外の事務。 なお、自治事務は、実際には法令の規定に基づいて行っている事務もあり、さらに区に実施の裁量があるか否かから以下のとおり分類した。	
	義務的自治事務	国・都の法令により区に事務処理が義務付けられている事務。（法定受託事務、都委任事務を除く）。
	単独自治事務	上記以外の自治事務

## 3 経常事業評価のグループ化

経常事業評価は、外部評価委員会意見「経常事業評価（試行結果）について」を踏まえ、以下のとおりグループ化して実施する。

なお、Aグループ（経常事業評価A）は外部評価の対象とする。

### (1) Aグループ（経常事業評価A）

- ① 義務的自治事務や単独自治事務で構成される事業
- ② 法定受託事務や都委任事務に単独自治事務を付加（上乘せ・横出し）している事業
- ③ 指定管理事務で構成される事業

### (2) Bグループ（経常事業評価B）

- ① 法定受託事務・都委任事務や会議運営事務で構成される事業
- ② 施設管理事務で構成される事業
- ③ 内部管理事務のみで構成される事業

### (3) Cグループ（評価対象外 C）

職員費、一般事務費、電子計算賃借料のみで構成される事業など

### (4) その他

第二次実行計画から経常事業化した事業（第一次実行計画では計画事業）は、平成 24 年度に計画事業として評価する。

### Ⅲ 分析及び評価

予算事業は公共性、必要性、受益者負担、類似・関連事業、協働により分析する。  
 経常事業評価Aは4つの視点、経常事業評価Bは有効性と効率性の視点により評価する。

#### 1 分析及び評価

対象事業	分析及び評価の視点
予算事業	(1) 公共性 (2) 必要性 (3) 受益者負担 (4) 類似・関連事業 (5) 協働
経常事業 A	① サービスの負担と担い手 ② 手段の妥当性 ③ 効果的・効率的 ④ 目的・実績の評価
経常事業 B	① 有効性 ② 効率性

#### 2 予算事業の分析

平成 21 年度から 23 年度（3 年間分）の活動実績数、対象者数及び事業コストの数量分析を行い、予算事業の分析の視点により、見直しの方向性を明らかにする。

##### (1) 公共性

事業の性質により区の関与の度合い（行政の活動領域）を分析する。

公共性 区分	事業の性質	活動領域
I	法律により行政が実施することが義務づけられている事業 (例：戸籍事務 等)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">行</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">政</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">民間 及び 協働</div> </div>
II	区民の生活に必要な環境水準を確保することを目的とした事業 (例：ごみ収集事業 等)	
III	受益の範囲が不特定多数であるため、サービスの対価が徴収できない事業 (例：道路改修事業 等)	
IV	区民の安全や、財産・権利を確保するために必要な規制、監視・指導、相談、 情報提供などを目的とする事業 (例：防犯対策事業 等)	
V	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援、又はセーフティネットを 整備する事業 (例：虐待防止事業 等)	
VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、 これを補完・先導する事業 (例：幼稚園 等)	
VII	区の特徴や魅力を継承・発展・創造し情報発信する事業 (例：文化財保護事業 等)	
VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援す る事業 (例：NPO 推進事業 等)	
IX	特定の団体等を対象としているが、事業の対象以外にも受益が及び公共性を有 する事業 (例：バス運行対策事業 等)	

## (2) 必要性

下記の区分により事業のあり方や必要性を検討し、該当する場合は4つの視点で評価する。

必要性区分	あり方の検討が必要な事業	4つの視点との関係
ア	事業開始期と比較して目的が既に達成され、行政の関与（実施意義）の度が低下している事業	サービスの負担と担い手
イ	民間等を活用することが効率的又は民間等の活動と競合している事業	
ウ	社会状況・情勢の変化に伴う区民ニーズに適合していない事業	手段の妥当性
エ	社会状況・情勢の変化に伴い、対象範囲を見直す余地がある事業	
オ	区民ニーズに比較してサービスの供給が過剰となっている事業	効果的・効率的
カ	他事業又は国や都において、同種のサービスの提供が行われている事業	
キ	利用者（実績）が減少するなど、区民ニーズが低下している事業	目的・実績の評価
ク	他自治体等と水準を比較したとき、サービスを提供する対象範囲や水準を見直す余地がある事業	
	ア～クによる検討が必要ない事業（ア～クに該当しない事業）は、「区分欄」を空欄とし、必要ない（該当しない）と分析した理由を具体的に記入する。	

## (3) 受益者負担

使用料や手数料の導入の可否及び対象者や区分、金額等の導入状況を分析する。導入不可や対象外である事業はその理由を、導入検討中又は導入未検討の場合は、課題や今後に向けた考え方を明らかにする。

## (4) 類似・関連事業

類似する事業と連携する等により、効果・効率的な事業運営が可能であるかを分析する。

目的が類似する事業との整理・統合、成果及び達成が低い事業を見直すために他の事業との連携・統合、縦割行政の克服のための統廃合など見直しが可能の場合において、統合等を行う事業を類似・関連事業として記載する。

分析では、類似・関連事業の有無や連携・統合の可否、その理由や課題を明らかにする。

## (5) 協働

予算事業単位で、協働の有無及び導入状況を分析し、導入不可や対象外である事業はその理由を、導入検討中又は導入未検討の場合は、課題や今後に向けた考え方を明らかにする。

## (6) その他

事業経費は決算額を記載する。なお、「基金」と「区債」は一般財源扱いとする。

## 3 予算事業の分析結果

予算事業における方向性を明らかにし、事業の見直しが可能かどうか分析する。

なお、分析結果が妥当である場合においても、実施方法や手法等の創意工夫により、事業の見直しが可能かどうかを分析し記載する。

## 4 経常事業の評価

予算事業の分析を踏まえ、経常事業評価 A は4つの視点、経常事業評価 B は有効性・効率性から評価し、見直し・改革改善の内容を明らかにする。

### (1) 経常事業評価Aの視点（4つの視点）

経常事業評価Aは予算事業の分析を踏まえ4つの視点で評価する。

#### ① サービスの負担と担い手

（評価の視点）

- （ア）行政と民間等との役割分担
- （イ）協働及び連携
- （ウ）受益者負担の必要性及び妥当性

#### ② 手段の妥当性

（評価の視点）

- （ア）社会情勢・環境の変化を踏まえた区民ニーズへの適応
- （イ）対象等の妥当性

#### ③ 効果的・効率的

（評価の視点）

- （ア）事業の費用対効果
- （イ）経費の増減・財政負担
- （ウ）類似事業との関連

#### ④ 目的・実績の評価

（評価の視点）

- （ア）事業の進捗状況
- （イ）事業の緊急性
- （ウ）施策への貢献

#### ① サービスの負担と担い手

行政と民間等との役割分担について、事業の実施方法の妥当性を評価し、直営でなければならない理由や、委託や指定管理者等における行政の役割などを明らかにする。

また、協働及び連携や受益者負担の必要性及び妥当性については、予算事業の分析を踏まえ、考え方を明らかにする。

#### ② 手段の妥当性

対象は、行政サービスを提供する対象の範囲（条件）が、実績や社会情勢・環境の変化を踏まえ妥当であるかを評価する。

また、手段・事業活動が、実績数と対象数（事業活動の母数）の推移を踏まえ妥当であるかを評価する。

#### ③ 効果的・効率的

費用対効果・経費の増減・財政負担を実績や経費の経年比較、予算事業で分析した類似・事業との関連から分析し、事業の効率性と継続するうえでの将来の財政負担の予測も考察して評価する。

#### ④ 目的・実績の評価

目的・実績の評価は、実績により事業の目的や意図する成果の達成状況を評価する。

また、実績を分析し、事業が総合計画の個別目標（施策）の目的を実現するために、又は課題を解決するために、どれだけ貢献しているかを明らかにする。

## (2) 経常事業評価Bの視点（有効性と効率性の視点）

経常事業評価Bは予算事業の分析を踏まえ有効性と効率性で評価する。

### ① 有効性

（評価の視点）

- （ア）手法の有効性
- （イ）代替手段の有無

### ② 効率性

（評価の視点）

- （ア）費用対効果
- （イ）事務作業（流れ等）の効率性

### ① 有効性

予算事業の手法が事業の目的にどれだけ寄与しているか、より有効な代替手段があるかどうかを評価する。

### ② 効率性

実績や経費の経年比較や、事業の効率性と将来の財政負担の予測から評価する。  
また、事業における事務作業（流れ等）が効率的に行われているかを評価する。

## 5 総合評価

経常事業評価Aについては4つの視点の評価から、経常事業評価Bについては有効性と効率性の評価から、現時点における評価結果及びその評価とした理由や課題などを明らかにする。

また、予算事業で分析した受益者負担、類似・関連事業、協働に対する考え方も明らかにする。

## 6 改革・改善

予算事業の分析や総合評価を踏まえ、今後の見直し・改革改善の方針、考え方を明らかにする。

なお、総合評価において現状が妥当であると評価した場合においても、創意工夫により効果効率的な事業運営が可能かどうかを検討する。

## IV 目標・指標の設定

評価の機会を捉えて、経常事業についても総合計画期間（平成29年度まで）における目標と指標を設定する。

### 1 経常事業の目標及び指標

Aグループに該当する経常事業については、総合計画期間（平成29年度まで）における目標と指標を設定する。

目標は個別目標（施策）に照らして設定する。

指標は、活動指標（アウトプット指標）と成果指標（アウトカム指標）とする。ただし、成果をイメージできても指標にしづらい場合など、指標の設定が困難な場合は、その理由を明らかにしたうえで活動指標（アウトプット指標）のみも可とする。

また、指標が設定できない場合はその理由を明らかにする。

## V スケジュール等

経常事業評価対象事業の選定は基本施策単位とし、区単独事業や法定受託事務や都委任事務に単独自治事務を付加（上乘せ・横出し）している事業の多い施策を体系に沿って選定した。  
また、各部の負担を考慮して、各部における4年間の対象事業数の平均化を図った。

### 1 対象事業の概数

年度	内部評価			外部評価 (Aグループ × 7割)	
	経常事業		Aグループ		Bグループ
24年度	まちづくり編	80事業	45事業	35事業	30事業
25年度	まちづくり編	135事業	95事業	40事業	70事業
26年度	まちづくり編	135事業	95事業	40事業	70事業
27年度	まちづくり編	83事業	45事業	38事業	30事業
	区政運営編	52事業	20事業	32事業	15事業
	まちづくり編	433事業	280事業	153事業	200事業
	区政運営編	52事業	20事業	32事業	15事業
	合計	485事業	300事業	185事業	215事業

対象外（Cグループ）40事業程度

### 2 年度別評価対象（基本施策単位）

年度	対象事業（以下の基本施策に含まれる経常事業）
24年度	I 1① I 1② I 2① II 1① II 1② II 1③ II 3③ II 4③ III 1 福祉全般 III 2① III 2② III 4① IV 1④ IV 3② V 1① V 2① V 3② V 3③ VI 2①
25年度	I 2② II 2① II 2④ II 4① II 5② III 1① III 2③ III 3① III 3② IV 1③ IV 3③ VI 3④
26年度	I 2② II 3② II 5① III 1② III 2④ IV 1① VI 1① VI 1② VI 1③ VI 3②
27年度	II 2③ II 3① III 1③ III 4② IV 2② IV 3① VI 3① 区政運営編